［条を加える。］

（委任）

第十一条　この規則又は他の法令に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関等が定める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

○個人情報保護委員会規則第五号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日　個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料の納付の方法） **第九条**　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十五条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第四とする。 2　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次の各号に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次の各号に掲げる方法を指定することができる。 一　行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法 二　令第二十五条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法	（手数料の納付の方法） **第九条**　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十五条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第四とする。 2　令第二十五条第三項第二号の個人情報保護委員会規則で定める方法は、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次の各号に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次の各号に掲げる方法を指定することができる。 一　行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法 二　令第二十五条第三項第一号イ及びロに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

附　則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

○中央労働委員会規則第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項、第四項及び第六項、第七条第一項、第四項及び第五項並びに第八条第一項並びに労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、労働委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日　中央労働委員会会長　岩村　正彦

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第十章　（略） 第十章の二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の対象手続（第八十五条の二―第八十五条の十五） 第十一章　（略） 附則 第十章の二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の対象手続	目次 第一章～第十章　（略） 第十章の二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の対象手続（第八十五条の二―第八十五条の十） 第十一章　（略） 附則 第十章の二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の対象手続